

下関市犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案に対するパブリックコメント実施結果

1. 実施期間

令和6年9月24日（火）から10月24日（木）まで

2. 意見応募状況

意見応募者数：2人

意見件数：7件

3. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

No.	項目	意見内容	意見に対する市の考え方
1	基本理念、市民等の責務、事業者の責務、学校等の責務、安全の確保、雇用の安定、市民等の理解の増進	「二次的被害」や「再被害」に対する具体的な支援策は何かあるのか。そしてそれらはどの程度の効果が期待できるか。	「二次的被害」や「再被害」が生じないようにするため、関係機関と連携、協力しながら、市民等、事業者、そして学校等に対して、犯罪被害者等への理解と配慮を深めるための啓発活動を促進します。地域社会全体で犯罪被害者等への理解と配慮が進むことにより、犯罪被害者等が社会生活を円滑に送ることができるような環境整備を目指します。
2	市民等の責務	「責務」という表現は義務的な意味合いに感じますが、市民にはどのような責務が具体的に求められているのでしょうか。ただ、これらの責務を果たせなかった場合に何か罰則があるのは良くないと考えます。	犯罪被害者等が再び平穏な生活を送るためには地域の人々の理解と協力が必要です。犯罪被害者等に対する無理解や偏見が犯罪被害者等の被害からの回復の妨げとなり、社会的孤立を引き起こす可能性があることから、市民には、二次的被害や再被害を防止するため、犯罪被害者等支援の必要性の理解を深め、市が行う啓発活動等への協力をお願いします。ただし、これらの責務を果たせなかった場合の罰則は設けておりません。
3	学校等の責務	会社などの事業所ならまだ分かりますが、学校も同じく、犯罪被害者等の支援は、具体的に何をするのでしょうか。そして、これにも責務が果たせなかった場合に何か罰則があるのは良くないと考えます。	学校は、犯罪被害者等が在学者であった場合、家庭や関連機関と協力し、その状況に合った支援を行うとともに、周囲の在学者への影響も配慮する必要があります。そのため、被害者の事情を尊重し、二次的被害や再被害の防止、心のケアなどに取り組むことが求められています。また、市が行う、犯罪被害者等支援への理解を深めるための教育機会の提供などの施策に協力するようお願いいたします。ただし、市民等の責務と同じく、罰則は設けておりません。

No.	項目	意見内容	意見に対する市の考え方
4	経済的負担の軽減	経済的負担の軽減とあるが具体的に何をするのか。	経済的負担の軽減については、見舞金等の支給を検討しております。これにより、犯罪被害者等が犯罪により被った経済的負担から回復するための支援を行うことができます。具体的な支給額や支給条件などは別に定めることを予定しております。
5	経済的負担の軽減	よく、被害者への賠償金が支払われていない、加害者に支払い能力がないから被害者は泣き寝入りしているといった報道をきいたことがあるが、市が加害者の賠償額を請け負い、被害者に支払うことはできないのか。	現時点では、市が加害者の賠償金を肩代わりすることは考えておりません。国や他の地方公共団体の動向を注視してまいります。
6	支援の制限	あと、質問になりますが、「犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認めるとき」とは、具体的にどのようなケースでしょうか。	犯罪被害者が自分自身の違法な行為によって犯罪を引き起こした場合や、故意に犯罪を誘発した場合などを指します。例えば、自分自身が窃盗を働いている最中に傷害を負ったケースや、故意に他人を挑発して暴行を引き起こしたケースなどが考えられます。
7	全般	ただ、そもそも条例を作ることについて、この条例の制定が全国的な流れで進められていると書いてありますが、下関市で条例を作らなければならない具体的な理由がありますか。なんでもかんでも条例を作ることには反対です。	全国的に犯罪被害者等への支援の重要性が認識されており、各地方公共団体において条例制定が進んでいます。下関市においても支援を必要とする犯罪被害者等が一定数存在していると考えられ、市として犯罪被害者等への支援を推進する方針を明確に示し、支援体制を整備するために、条例の制定を進めています。